

参考資料2(4-Ⅱ-1関係)

対象用途		届出対象公共施設等	
		対象規模	
1	道路	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第2条第1号に規定する道路	すべての施設
2	公園	<p>①都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第2条第1項に規定する公園</p> <p>②児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第40条に掲げる児童遊園</p> <p>③東京都海上公園条例(昭和五十年条例第七号)第2条第1号に規定する公園</p> <p>④都市公園および児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園</p> <p>⑤自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第2条第1号に規定する公園</p> <p>⑥国および地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第59条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園</p> <p>⑦東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)に規定する霊園</p> <p>⑧庭園(寺社等に付属する庭園、美術館、博物館等に付属する庭園および冠婚葬祭施設等に付属する庭園を除く。)</p> <p>⑨動物園および植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。)</p> <p>⑩遊園地</p> <p>⑪その他これらに類する施設</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する都市施設のうち、整備基準の適合が困難であると区長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止または制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令または条例の規定の適用があるもの</p> <p>イ 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの</p> <p>ウ 自然環境を保全することが必要な場所または動植物の生息地もしくは育成地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの</p> <p>エ ②、③、④、および⑤において、著しく狭小な敷地に設けるもの</p>	すべての施設
3	公共交通施設	<p>① 鉄道の駅</p> <p>② 軌道の停留場</p> <p>③ バスターミナル</p> <p>自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第2条第6項に規定するバスターミナル</p>	すべての施設
4	路外駐車場	駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第2条第2号に規定する路外駐車場(建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。))	駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の施設